

(I) 課税総所得金額を有する場合

① 課税総所得金額－人的控除差調整額－(所得税の基礎控除額－48万円×1) ≥ 0のとき

| 課税総所得金額－人的控除差調整額－(所得税の基礎控除額－48万円) | 割合 | 特例割合 |
|-----------------------------------|---------|-----------------|
| 0 ～ 1,950,000 | 5.105% | 5.105 / 84.895 |
| 1,950,001 ～ 3,300,000 | 10.21% | 10.21 / 79.79 |
| 3,300,001 ～ 6,950,000 | 20.42% | 20.42 / 69.58 |
| 6,950,001 ～ 9,000,000 | 23.483% | 23.483 / 66.517 |
| 9,000,001 ～ 18,000,000 | 33.693% | 33.693 / 56.307 |
| 18,000,001 ～ 40,000,000 | 40.84% | |
| 40,000,001 ～ | 45.945% | |

※1 0円未満の場合は0円とする

② 課税総所得金額－人的控除差調整額－(所得税の基礎控除額－48万円×1) < 0のとき

・課税山林所得及び課税退職所得を有しない … 0%

・課税山林所得及び課税退職所得を有する

a) 課税山林所得金額の1/5について上記表の対応する割合

b) 課税退職所得金額について上記表の対応する割合

※ 両方に該当する場合はいずれか高い割合

(II) 課税総所得金額を有しない場合

① 課税山林所得及び課税退職所得を有するとき

a) 課税山林所得金額の1/5について左記表の対応する割合

b) 課税退職所得金額について左記表の対応する割合

※ 両方に該当する場合はいずれか高い割合

② 課税山林所得及び課税退職所得を有しないとき … 0%

(III) 前記(I)②、(II)で、課税分離所得を有するとき

a) 課税山林所得金額の1/5について左記表の対応する割合

b) 課税退職所得金額について左記表の対応する割合

c) 土地の譲渡等に係る事業所得等を有する …… 40.84%

d) 分離短期譲渡所得を有する …… 30.63%

e) 分離長期譲渡所得、分離配当、株式譲渡、先物取引所得を有する …… 15.315%

※ 2つ以上に該当する場合はいずれか最も高い割合